

令和 7 年 度 第 4 回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和 8 年 1 月 1 5 日（木）午後 1 時 3 1 分
多 摩 市 役 所 西 会 議 室

1.開催日 令和8年1月15日（木）

2.会 場 多摩市役所西会議室

3.出席者

被 保 険 者 天野眞由美、三浦洋輔、峯村辰夫、山村正広
代 表 委 員

保険医・薬剤師 辻野正久、寺田武司
代 表 委 員

公益代表委員 下井直毅、鬼丸朋子、舟木素子、小林久美

被用者保険 紙田英明
代 表 委 員

事 務 局	保健医療政策担当部長	本多剛史
	保 険 年 金 課 長	河島理恵
	市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事	渡邊淳二
	保 健 事 業 係	大友裕恵
	国 保 担 当	坂本全史
	国 保 担 当	定石倫彦
	保 険 税 係	荒川信孝
	国 保 担 当	比留間麻海

○下井会長 では、これより令和7年度の第4回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、出席状況報告について、事務局のほう、お願いいたします。

○坂本国保担当 橋本委員と中垣委員から欠席の連絡が入っております。本日は、リモートで寺田委員が出席いたします。それと、林委員は遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

議事録署名委員ですけれども、峯村委員と小林委員、お願いします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。

机上の配付ということで、御説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、資料確認させていただきます。

先日、メールで資料1から6をお送りしてございますが、本日紙で打ち出して、お配りをしております。まず、次第、資料1、保険税率の見直し等についての諮問書の写しになります。資料2が、保険税の未就学児均等割の減免の資料になっています。資料3、これは前回、11月28日に書面開催させていただいて、皆様から御意見や御感想をいただいた中で、質問とそれに対する回答を書かせていただいています。また、追加資料ということで御要望ありましたものは資料4、シミュレーションと、資料5の外国人の滞納状況ということで御用意いたしました。最後に資料の6です。A3の2つ折りになっております。国民健康保険の保険税率等の見直しの御説明の資料になっています。不足がありましたら、お申出ください。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、諮問のほう、あるいは本日の予定についての事務局の説明が先ですか、この場合。お願いいたします。

○坂本国保担当 先月12月18日に多摩市長より運営協議会会長のほうに、今日の議題であります保険税率等の見直しについて諮問をさせていただきまして、それにつきまして、本日、市長より皆様に直接お話をさせていただくお時間をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○下井会長 お願いします。

○阿部市長 先日、伝達式で下井会長にお会いさせていただき、そのときにお話しさせていただいたので、今日せつかくの機会でもありますので、私のほうから諮問の趣旨と背景など

をお話しさせていただきたいと思います。

私は、市長として4期目で、なおかつ4期を重ねたということもあり、全国市長会で今、社会文教委員会というところの副委員長もやっております。実はこの間、いろんなテーマについて、この国民健康保険の話もそうなんですが、厚生労働省、こども家庭庁をはじめ、いろんな省庁とも私ども市長会全体の意見を申し上げてまいりました。実は今回、下井会長にもお話ししたことであるんですが、一つ、多摩市国民健康保険の保険税率の見直し、これはもう従来から私が話をさせていただいている話ですが、もう一つが、令和8年度から新設の子ども・子育て支援分の保険税率であります。

実はこのことについては、私自身は子ども・子育て支援分、これは全国市長会の立場と私、共通なのであえて申し上げますが、これについては、子育て応援という立場から、ぜひ進めるべきだというふうに申し上げてまいりました。ただ、それを社会保険税の中で上乗せしていくということについては、市区町村がお願いするのではなくて、国がきちんと説明責任を果たしてほしいということをかねて申し上げてまいりました。これは実は国の中では、新たに誕生したこども家庭庁が所管する業務なんです。こども家庭庁の渡辺長官のところにも、社会文教委員会の委員長、今、飛騨市の都竹委員長がトップなんですが、私は副委員長で、ほかの2人、3人副委員長がいますが、計4人でお邪魔させていただき、子ども・子育て支援分の保険税率のアップについては、やはり国が責任を持って説明責任を果たしてほしい、そのことを申し上げてきたんですが、今日この日に至るまで、国のほうから明確な説明がまだいただけていない。このことについては、昨日、東京都の医療保険局からも、実は、国民健康保険税、これからの改定、それから実は、広域化を進めるに当たって、お尻を決めて、国民健康保険税、言ってみれば、各自治体、アップダウンはいろいろあるものの、もう年限を決めて統一化を目指していきたいという話があったときに、私のほうからも東京都に対しても、いわゆる子ども・子育て支援分についてはやはりきちんと説明を求めてほしいと、東京都からも国に対して。

やはり、本当に解散総選挙で、私、もう怒っちゃっているんですけども、全く基礎自治体が苦勞している状況を見ていなくて、今、基礎自治体のほうでは、国からは物価高騰対策を年度内にやってほしいと言われ、そこに対しての人も割いています。その上で、健康保険子ども・子育て支援分については、自治体も頑張りますが、それは本当に今の国のこれまで描いてきたエンゼルプランであったり、ことごとくうまくいっていない。言っても、子ども・子育て支援金の制度をスタートさせることによって、多摩市はいろいろ先取りして動いて

います。多摩市では、幼稚園、保育園等で誰でも通園制度、これは全国の自治体に先駆けて多摩市が取り組み、保育園、幼稚園等で今まで預かることができない、例えば、法制度上では仕事をしていない、あるいは病気で休んで入院、あるいは離婚訴訟中とか、はざまに入った人を救うことはできませんでしたが、多摩市では、そこを全部救っています。年間約300人以上の方が、言ってみれば、頼れる場所があるということで、例えばそれを放置していくとDVになったり、あるいは子供に対してのDVだけではなく、本人自身がストレスを抱え、鬱になったり、いろんなことが起きてきますが、それを防ぐことができます。

子ども・子育て支援金については、そういうことを含めて、例えば諸外国と見劣らないようなことをきちっと実現していくためにもお金が必要です。ですから、それはきちんと私も理解しているんですが、ただ、これは全国で一斉にやることで、なおかつ私からすると、本来社会保険税の上乗せではなくて、税の本体の部分、住民税であったり法人市民税であったり、基幹税のところでやるのが筋であるということはずっと申し上げてまいりました。そこを含めて、なぜ社会保険税で国民健康保険、特に私も全くもう法的根拠はないと思っていますが、後期高齢者のところでもいただくわけですが、この場でその話をしてもしょうがないんですが、もう本当に私は怒り心頭でありまして、それらについて、ここで要は、現場で、課長、係長、職員はじめ、みんなが頑張って説明責任を果たさなきゃいけないんですけれども、せめて説明するときのペーパーぐらい持ってこいよって、ないんだよね。ないんです、今日この日に至っても。ということで、東京都に対しても、都道府県としてきちんと厚生労働省に申し入れてくれと。

これは、僕に言わせるとこども家庭庁も被害者なんです。言ってみれば、こども家庭庁は新しくできた庁であって、そこも頑張ってやっています。僅か四、五百人しかいないんです、こども家庭庁。寄せ集めで、文部科学省から厚生労働省から総務省から。多摩市からも派遣しています。地方自治体も、本当にうちも頑張って支えています。だから、縦割り社会の本当にこういうところ、もう本当に私も政治家の一人として恥ずかしいんですが、まず、そういうところをきちんとやってから解散してほしいなと、本当に思っています。

すみません、こんな話、長々としていても申し訳ないんですけれども、そういう状況の中で、今回、諮問せざるを得ないということで、私も苦渋の判断でございしますが、子ども・子育て支援分の保険税率、新たにこれから、もう4月からスタートするというのに、大変申し訳ありません。

もう一つは、これはかねてから国民健康保険税の賦課限度額及び所得軽減判定額につい

て意見を求めますということで、別紙のほうに書かせていただいております。これでいいんですね、諮問の上の趣旨ということで。1つは、計画的な保険料見直し、これは前年度までいろいろ議論を進めていただき、前年度も御決断いただき、アップしていただいておりますが、先ほど申し上げたような、令和18年、2036年度赤字繰入れ解消を目指す。これらを踏まえては、令和8年度の保険税率をどうする、こういう議論をしているさなかに、本当に心苦しいんですが、子ども・子育て支援分、これ上乗せということになっていますので、この厳しい、おこめ券だ何だと言われている時代の中で、これをどう判断するのかということ。

それからもう一つは、世帯所得による均等割額軽減ということで、これは皆様方からもかねていろいろ要望もあったということもございしますが、令和8年度賦課限度額及び世帯所得による均等割額判定金額……、これは、意見を求めるというもの。もう一方の話は、既に意見をいただいている子供については、私どものほうで進めていくということで、現在、検討を行っているところでもあります。

ということで、まだまだしゃべり足りないことはいっぱいありますが、しゃべっていると肝心の委員会の審議に差しつかえてしまいますので、私はこれぐらいにさせていただきますが、あともう一つだけ余計なこと言うと、解散総選挙の、私、もともと長く30年間メディアの世界にいたので、今、マスメディアもちよっと語彙力が不足していて、解散総選挙はよく内閣総理大臣の専権事項と言われる、専権事項と言われますけど、あれ、実は憲法上どこにも書いてない言葉なんです。実はあれはメディアにも責任があって、というのは、あれは自民党の絶対多数、安定多数時代で、直近でいっても、特に1月の冒頭解散というのは僕はリスクが多い。

つまり何を言いたいかというと、もともとイギリスの、言ってみれば、明治の時代に遡りますけれども、明治憲法というかをつくったときに、イギリスの法律を前提にしています、イギリスと国王陛下、女王陛下。解散の勅旨、詔というのは、当時、明治天皇、大帝が下すと。だけど、戦後の憲法の中にそれはないので、実は憲法をよく読んでいただくと、主語がないんです、解散について。いつの間にか内閣総理大臣に解散の権限があるかのようになってしまっていますが、あれは憲法学者も、別に権限があるとは認めていません。実はイギリスでは長い間、これは大論争なんです。

日本の国内ではあまり論争せずに来てしまっているんですが、特に今回のように、新年度の予算を確定させる、しかも高市総理は、首相になって初めての予算編成です。その予算編

成をしっかりと説明するのが王道なんです。だから、逃げちゃいけないで、そこでしっかりと説明して、1月、2月の早い段階で予算の議決をいただいて、そうすると、3月に全国の都道府県議会、市町村は楽に、楽にしたらと言ったら変ですけど、裏の担保があるので、私もとしては、どういうふうに財政を運営していくのか。多摩市はただ、幸いに不交付団体なので、国から交付税は1円も入ってきてないので大丈夫ですが、全国の交付税団体においては、国会の議決もないまま進まなきゃならない。あり得ないんです、こんなことは。

だから、僕に言わせると、憲法上、多分1月の冒頭解散というのは、僕は違憲の確率が高いと思うんですが、ただ、実はこの解散については、もう既に最高裁大法廷で判決が出ていまして、これは1947年から8年、戦後直後なんです。解散については政治的な、言ってみれば、時の政治、いわゆる政府、国会における判断。だから、つまり最高裁としては、違憲に立ち入らなかったんですね。ただ、戦後の本当にまだスタートして間もないときでありますので、どなたか国民の皆さんがちゃんと大法廷でぜひやってくれと言ったら、僕は1月のときって、これは違憲性高いんじゃないのと。

あと、これだけ人口が増えていくとか、経済が成長している時代ではなくて、人口が減少し、減っている時代、経済が本当に活性化していかない時代においては、そんなしょっちゅう解散権を行使されていたらもう大変なことになってしまうので、そういう意味でも、それは見直ししてもいいんじゃないかと思いますが、だから、そのときに、専権事項だから内閣総理大臣しか触れられないとやっているのは、実はちょっとめったに、もう本当、この話をすると、久米さんがもし生きていて、久米さんが報道ステーションでやっていたとしたら、そのことを言うだろうと思います。ここでは内閣総理大臣の専権事項というふうに、メディアがそう言っていますが、違いますよと。これ、不思議な話ですけど、皆さん、もしかして呪縛に取りつかれているかもしれません。そういうことではないので。

しかも最後、内閣の全大臣が署名しないと駄目なんです。だから、最後は結局、総理大臣じゃなくて内閣として解散するというのが正しい言い方で、すみません、私は元メディアにいたので、そこをおわびいたします。私がおわびしたってしょうがないんですけど。

以上です。長くなりました。

○下井会長　ありがとうございます。

お願いします。

○坂本国保担当　それでは、市長におかれましては、公務の都合によりこれで退席させていただきます。ありがとうございました。

○阿部市長 よろしく申し上げます。

(阿部市長退室)

○下井会長 それでは、改めまして、諮問に基づきまして審議していきたいと思います。

まず、報告事項につきまして、事務局のほうはありますか。お願いいたします。

○河島保険年金課長 もう報告事項はほとんど市長がお話しいただいた内容のとおりにはなるんですけれども、ちょっと時間も押してきてしまいましたので、簡単に。

諮問事項、12月18日に下井会長に市役所にお越しいただきまして、多摩市長から保険税率等について諮問をさせていただいております。本日は、諮問内容について御審議をいただきたいと思っております。

資料1の諮問書を御覧いただければと思います。まず、ちょっと順序は前後しますが、多摩市国民健康保険の保険税率の見直し、そして、令和8年度から新設の子ども・子育て支援分の保険税率についてということになります。新設される子ども・子育て支援分を含めた保険税率について御審議をいただきたいと思っております。

2点目については、昨年度まで別に諮問をさせていただいた件になりますが、今回からまとめて諮問をさせていただきました。国の税制改正に伴う、毎年見直される賦課限度額、課税限度額及び所得軽減判定額について御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、報告事項の2点目、資料2になります。令和5年度に、子育て世帯の負担軽減の在り方について、本運協に諮問をさせていただいた結果、保険税の軽減措置拡大は本来国が行うべきものと考えますが、魅力あるまちづくりの視点からも、多摩市独自の子育て支援策を進めていくことは重要であるという答申をいただきました。それを踏まえまして、現在、国で実施している未就学児均等割半額というふうになっているものを、市独自の施策として、残りの半額を減免し、未就学児の均等割をなしとする、国民健康保険税条例の一部改正について、昨年の12月議会で承認をいただいております。なので、令和8年度から実施する予定となっております。未就学児、小学校入る前のお子さんたちは、そのお子さん本人に所得がなければ、保険税分はなしになるという制度になっております。令和8年度から実施する予定です。

ちょっと答申をいただいてからシステムの運用などの検討に少々時間がかかってしまいましたが、御理解のほど、どうぞよろしくお願いします。

資料、細かいところ書いてありますけれども、資料の説明は時間の関係上、省略をさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、あまり時間がないのですけれども、質問事項について審議してきたいなと思います。

度々お話ありましたけども、昨年12月18日に、多摩市長から保険税率等の見直しについての諮問をもらっております。この諮問に関しては、多摩市国民健康保険運営方針に示されているとおり、保険税の急激な引上げによる被保険者への影響を考慮しつつ、医療費適正化や収納率向上などの取組も進めて、令和18年度の赤字繰入れ解消を目指すことを踏まえて意見を求められておるわけです。

この諮問書の（イ）にありますけれども、あわせて、政令の改正に伴う令和8年度の課税限度額及び世帯所得による均等割判定金額についての意見も求められております。この諮問の趣旨を踏まえて、委員の皆様には、それぞれの立場から意見をさせていただきたいと思っております。

今後の会議の進め方なんですけれども、先ほど課長のほうから資料2の御説明がありました。その他の資料3、資料4、資料5なんですけれども、これは前回の書面会議で委員の皆様からいただいた意見などについて、取りまとめたものになっております。これらの資料3と4と5に関して、ここでいろいろ御質問等あるかと思うんですけれども、ちょっと時間の都合があるために、もし御質問ある方がいらっしゃいましたら、別途メールを事務局に送っていただけたらと思います。後日、それを共有できたらと思っております。本日、議題の中心に据えたいのが、保険税率等の見直しという審議に集中したいと思っております。

今後のスケジュールに関してですけれども、あまり時間がなくて、本日審議をします。本日の会議の目標というのが、令和8年度に、諮問にありますけど、新設する子ども・子育て支援金の制度により、新たに健康保険料と一体的に徴収が開始されることを踏まえて、既存の医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分と併せた中で、保険税率をどのような考え方で見直すのかについて決定してもらえたらと思っております。

今日は1月15日ですけれども、次回が2月6日になります。スケジュールが、2月6日の会議にて市長に答申をするという予定になっております。なので、実質的に議論できるのが今回ということになるんですけれども、本日の審議、残り1時間ぐらいを使って、会長、あるいは代行に一任いただいて、最終的に事務局で案を作成して、答申の前に各委員の方々に案として送付して、お目通しをお願いするという形で進めたいと思っております。すごく

限られた時間の中での審議になります。委員の皆様には、活発な御意見をいただけたらと思っております。

では、資料6に関して、多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し等についてということで、これの御説明のほうお願いいたします。

○河島保険年金課長 では、保険年金課長の河島です。よろしくお願いいたします。

資料6を御覧ください。保険税率等の見直しについてというところになります。

まず、左側の一番上、保険税率見直しの趣旨になります。ちょっと飛びますけれども、3番と4番が諮問事項になっていますので、そこからお話をさせていただきます。

3番、課税限度額、年間上限額と低所得者向け軽減措置の拡充、均等割の軽減の判定額になりますけれども、法律で示された額、法定額と言っております。例年国の税制改正により見直されております。令和8年度も法定額で改正させていただきたいと考えております。それが諮問事項1つ目ということになります。

次に、4についてです。新設される子ども・子育て支援金については、市区町村独自の税率を審議するのは非常に困難であります。国保事業費納付金から算出しました標準保険料率を採用したいと考えております。今、4番に出ている所得割率0.27%、均等割が1,719円と書いてあるんですけれども、こちらについては、まだ仮算定の状況になっておりますので、本算定結果が出次第、その標準保険料率で行いたいと考えております。そちらも諮問事項ということになります。

そして、1に戻らせていただきます。1の1です。令和6年度に、委員の皆さんの御意見をいただき策定しました、多摩市国民健康保険運営方針には、保険税の急激な引上げによる被保険者の影響を考慮しつつ、計画的に保険税率の見直しを行うとなっております。そして、多摩市国保では、令和18年度の赤字繰入れ解消を目指すとしております。

趣旨の1に関連して、先ほど市長からも話があったとおり、広域化と市長は申し上げておりましたけれども、東京都内の保険料水準の統一は、令和18年度課税分からという方向で現在、東京都と市区町村で検討を進めているところになっております。

続きまして、2番、保険税率等の推移を御覧ください。四角の最初、税率となっております。令和元年度からの推移は御覧のとおりとなっております。

一番右側、令和7年度の課税分は所得割6%増としましたが、答申の附帯意見にありました、物価高騰の影響を配慮しまして、均等割は半分の3%増の改定いたしました。

四角、表の2つ目と3つ目、先ほど申し上げました諮問事項、課税限度額、年間上限額と

低所得者向け軽減措置の拡充、均等割の軽減判定額については、例年、法律で示された額、法定額を採用した推移となっています。それぞれの米印を御覧ください。令和8年度はまだ報道ベースの情報になっておりますが、例年そのまま確定するので、この額になると思われると思います。つきましては、例年どおりで法定額で行いたいと考えておりますので、こちらも諮問事項になりますので、答申をお願いいたします。

続きまして、3と4、赤字繰入れの推移と令和6年度決算の状況になります。

社会保険の適用拡大と後期高齢者医療制度への移行で、被保険者数が減少しております。そして、コロナ禍の状況がコロナ前に戻ったこともあり、令和5年度に赤字繰入れが10億円台に戻りました。令和6年度は、保険税率を4%増としたため、約12億円ということで2億円ほど減少したということになります。詳しいところについては、多摩市の国保に掲載しております。

続きまして、駆け足で恐縮なんですけど、5を御覧ください。こちら本題ということで、改定率の案をお示しします。

表の左側、令和7年度、今年度の税率は、医療分、後期高齢者支援金分、介護保険料相当に当たる介護納付金分で合計で9.94%、均等割は5万5,200円になっております。そこを起点といたしますので、資料に記載はございませんが、現在の子ども・子育て支援金分の標準保険料を加えて、それ以外の税率を据え置いた場合は、所得割は10.21%、均等割は5万7,032円となりまして、保険税全体で実質2.8%増となります。先ほども申し上げたとおり、子ども・子育て支援金の標準保険料率は、現在、仮算定結果ということで、本算定結果はまだ示されておられませんので、こちらを目安にしていただければと思います。

補足させていただきます。先に送った資料にも書かせていただいたんですが、米印の2番目、子供の均等割は、18歳未満の加入者は全額減免となります。多摩市国保の18歳未満均等割額の合計額を18歳以上の被保険者で割ったものが113円となりまして、18歳以上の被保険者の均等割額は、現在のところ1,832円となります。

表に戻っていただきまして、子ども分を含むといった行が実際の改定率案ということになります。例えば1%だと実質3.8%、2%だと実質4.8%増ということになります。ただ、均等割額の場合、18歳未満の被保険者がいるかないか、その世帯にいるかないかによって変わってまいります。

表の一番右、仮算定結果ですけれども、赤字繰入れを解消するには、この程度の引上げが必要という標準保険料率になります。こちらについては、今の段階ではちょっと現実的な率

ではないので、参考程度に見ていただければと思います。

続きまして、6を御覧ください。モデル世帯による試算額です。こちらのほうが分かりやすいかもしれません。

モデル世帯で、それぞれの増加額は、子ども・子育て支援金分をプラスしたものになります。まず、夫婦2人、子2人、例えば2%増ですと年間2万900円の増。多摩市の国保の保険税は10回で分けてお支払いいただいておりますので、1回当たり2,090円の増加ということになります。国保加入者のボリュームゾーンについては、下の2つ、夫婦2人世帯と単身世帯ということになりますが、それぞれ年間4,600円、1回当たり460円、単身世帯は1,300円増、1回当たり130円の増ということになります。4%、6%になると、それぞれ1回当たりの料も増えていくという形になります。

続きまして、7を御覧ください。赤字繰入れの見込額となります。

趣旨の1にあるとおり、毎年1億円程度の赤字解消削減に取り組むとなっていることを考慮すると、子ども・子育て支援金分を除いて4%の引上げをしないと、1億円近く減らすことが難しい状況になっております。

資料の2ページ目には、所得による軽減対象の割合と医療・後期・介護分の内訳を記載しました。時間の関係で説明は省略をさせていただきます。申し訳ございません。

最後にまとめさせていただきます。御審議いただきたい事項は3点。課税限度額、年間上限額と低所得者向け軽減措置の拡充、均等割の軽減判定額については、法律で示された額、法定額を採用する。新設される子ども・子育て支援金については、標準保険料率を採用する。そして、例年、御審議いただいておりますけれども、医療分、後期分、介護分を合わせた税率について御審議いただくということになります。

説明は以上となります。

○下井会長 どうもありがとうございます。

資料6に関しまして、まず、御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

○峯村委員 いいですか。

○下井会長 お願いします。

○峯村委員 表がこうやって羅列されておりますけれども、多分事務局サイドとしては、望ましい増額、アップをベースに考えていらっしゃると思うんですが、先ほどちらっとおっしゃられた、4%増にしないと赤字繰入金1億円に近づかないということなんですけれども、これは意見といいますか、要望なんですけれども、被保険者として保険料を払う立場としては、赤

字繰入れ解消というのは、もう基本方針でうたわれて決定しておりますけども、やはり国保世帯としては、保険料負担というのはもうずっしりのしかかってきているのが現状なんです。そういう意味では、保険料負担の増ということも踏まえて、今さらなんですが、赤字繰入れの解消、令和18年度目標というところを、もう確定ベースではなくて、保険料を払う側の負担のことも人情的に考えていただいて、恐らく事務局ではもうこれがベストだというのがあると思うんですが、その辺も踏まえて御判断をいただきたいなという、質問というより意見です。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

そうですね、今回審議しなくてはいけないので、委員の皆さんの御意見をお願いします。

三浦委員、何かありますか。

○三浦委員 まず、率のお話の前に、今回の子ども・子育て支援なんかはよく分かってない、はっきりしない部分もあると言っていました。これと、ここに出てきている多摩市独自の減免制度、これは未就学児ですけど、例えば子ども・子育て支援が始まると、これは何か影響あるんですか、独自制度というのは。

○下井会長 この独自制度、資料2ですか。

○三浦委員 資料2の。これは未就学児で、これは18歳以下。これはダブってはいないということなんですね。

○下井会長 お願いします。

○河島保険年金課長 市独自の施策の未就学児全額減免というのは、介護は40歳以上からになるので、医療分と後期分の未就学児に対しての均等割は全額減免になります。子ども・子育て支援金は、国の制度で18歳以上は全額減免になるので、ちょっと別ということになります。

○三浦委員 18歳以上ですか。

○河島保険年金課長 18歳未満でした。

○三浦委員 未満。ダブって支援されることはないということですね。

○河島保険年金課長 そうですね、ダブることはないです。

○三浦委員 例えば支援金が入ることによって今、市がやっていることが必要なくなるということはないですか。

○河島保険年金課長 それはないです。

○三浦委員 ということは、追加でお金を取らなきゃいけないということになるということですね。

それと、今、峯村委員が言った、やっぱり率の件は気になって、令和7年度の9.94%って、社保でいったら、今だと、東京だったら10%弱ぐらいだと思うんですけど、それと比較すると、確かに事業主負担分があるので、個々の被保険者の負担割合は違いますけども、とはいっても、国保の人は両方負担しなきゃいけないということになると、それぐらいだったら何となく納得感があるけど、やっぱり10%を超えてくるとちょっと高いなという、率としては高いなという意識があって、さっき峯村委員が言われたとおり、本当に赤字解消ってこういうスケジュールでやらなきゃいけないのかどうか。

そもそも国民健康保険制度というか、いろんなところの制度のしわ寄せが来ていますよね、やっぱり。例えば勤労の年齢をどんどん上げて社保に移すとか、いろんなことがあって、大体今、国民健康保険に入っている割合って結構、今まで社会保険に入っていて、それから国民健康保険に替わっている人が多くて、そうすると、何かはざまに入れていって、そういう人たちにみんなしわ寄せが行っているような感じがちょっとするんですよね。制度上のはざまで、本当に健康保険って全体としてどうあるべきかで、私は、本当は議論すべきであって、何か国保だけ執り行って、利用者負担があるかないかというのはしようがないにしても、何かどんどん国保だけ上げていくのが、何となく納得感が個人的にはないので、だから、あまり高く率を、最終的にはこの率になきゃいけないとしても、一気に、今、こういう経済情勢の中で国民健康保険、年金もそんなに上がっているような状況の中で、国保だけどんどん上げるというのもちょっと。被保険者の側からすると、非常に現実的じゃないようなほうにあるので、やっぱりあまり高く率を、改定するにしてもあまり高くしないほうがいいんじゃないかなとは個人的に思っています。

○下井会長 ありがとうございます。

山村委員、ありますか。お願いします。

○山村委員 今、お話があったように、やはり本当に国保だけしわ寄せが来ているような感じもありますし、ただ、今、物価自体が大体前年比で3%、ずっと上がっていますし、あと、最近の報道では、今度、医療費自体で、初診料、再診料、入院基本料のアップというのもありますし、それから、診療報酬のまた3%アップというような、そういうことを考えると、やはり保険料自体は多少上げていかなきゃいけないんですけども、ただ、今の物価上昇を考えると、そこまで上げていいのかという。大体、年金生活者とか給与所得者以外だと、収入

の伸びがそんなにないと思われます。その中で、保険料が上がるというのはなかなか難しいかなと思いますので、制度自体がうまくいってないのがありますけども、今、保険料見直しをかける場合には、あまり負担大きく、上げなきゃいけないんですけど、負担としてはあまり大きくならないような方向で考えるべきだと思います。

○下井会長　ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょう。被用者保険の代表の方だったり公益代表の方だったり、いろんな立場の方いらっしゃると思いますけども……。

紙田委員、お願いいたします。

○紙田委員　被用者保険のほうからも、ほぼ同じといたしますか、特に子ども・子育て、冒頭の市長さんの意見は非常にこたえました。我々も全く同じ考えでやっているところなんですけど、子ども・子育ての標準保険料率、所得割の0.27%、これはまだ暫定ということですよ。よろしいんですか、この0.27というのは。ちょっと質問なんですけど、全国どこも同じなんです。先ほどの冒頭の話もあったんですけど、例えば東京都の区とか市も全部横並びとかじゃない、全国、ほかの都道府県も入れて。

○河島保険年金課長　ちょっと細かいところは、なかなかこの算定方法は難しいんですけども、国の子どもの予算があって、それが社保と後期と国保というのがあって、国保の部分で、さらに都道府県の単位で配分があって、東京都全体で子ども分をこれだけ払わなきゃいけないという金額が下りてきて、多摩市が、所得階層であるとか被保険者数であるとか所得の状況なんかを見て、多摩市の国保は、これだけ子ども・子育て支援分、子ども・子育て分を払わなきゃいけないという金額が決められます。そこから算出するので、高いところもあれば、うちよりも低いところもあるというのがあります。

○紙田委員　ばらばらなんです。

○河島保険年金課長　そんなに大きな差はないんですけども、ばらつきはあります。

○紙田委員　被用者保険の場合は、健保組合とか、あと協会さん、これは横並びにするというのが、もうこれは法律では決められなかったんですけど、一応そういう形になっているんですよ。だから、料率が今、0.23でしたか、23で一律でやれと、もう準備金とかそういうのも全く考えずにその分を徴収しろというふうになっているんですけど、国保さんは、そういうのは違うということなんですね。

○河島保険年金課長　そうですね。ちょっと違います。今、見ていますけれども、比較的、本当に0.01ポイントぐらいの差なんですけれども、23区なんかはちょっと高い、均等

割も高いかな。

○紙田委員 高いんですか。

○河島保険年金課長 23区は。それは恐らく所得が高い。

○紙田委員 ああ、所得割。

○河島保険年金課長 平均所得が23区は高いというところもあるのかと思います。

○紙田委員 冒頭のお話にあったように、本来であれば税金等で取るべきものであるのを、わざわざ社会保険料で取るということであれば、入った制度によって金額にばらつきがあるのはおかしいんじゃないかというのがもともとのお話で、そのために横並びで、例えば被用者保険は0.23にしたら、もうこれ以上は以下もなしということをやったはずなんですけど、私、国保とかその辺も全部一緒かなと思っていたんですが、微妙に違うわけですね。

○河島保険年金課長 はい。

○紙田委員 そこはちょっと知らなかったの。なるほど。

それを受けて、今回のプラスになるというのがこの中にも全部入っているということなんです。

○河島保険年金課長 はい。

○紙田委員 ちょっとそこは何か納得いかないというか、横並びにしないと本来はおかしいんじゃないかなと、聞いていて思ったんですが、市長もそういうふうにおっしゃっていましたよね。同じような率じゃないとおかしいと。本来、社会保険料じゃなくて税金で取るべきものだから、当然横並びにしているものだ、私もそういうふうに理解していたものから、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。公益代表だったり、保険医薬剤の代表の辻野先生だったり小林先生だったり、舟木先生はいかがでしょう。

○辻野委員 先ほどお話があったかもしれないお話なんですけど、確認というか、お聞きしたいんですけど、令和18年度までに赤字繰入れの解消を目指すためという、18年度までという何か根拠はあるんですか。

○河島保険年金課長 6年に策定しました運営方針で決めさせていただいたんですけれども、国がそこを最終形としております。

○辻野委員 最終形の後には何か、また変わるとか、そういうのがあるんですか。

○河島保険年金課長 変わるというのはちょっと。

○辻野委員 1億円程度を解消していくためには、毎年4%というのが一つの基準になるんですか。

○河島保険年金課長 そうです。

○辻野委員 大体4%ぐらい。

○河島保険年金課長 当然、事務局がこうしたいというわけではなくて、そういうふうになってしまって……。

○辻野委員 4%ぐらい……。

○河島保険年金課長 になってしまいますよということに。

○辻野委員 になれば、毎年1億円ぐらい赤字解消になると。

○河島保険年金課長 そうですね。ただ、今、健康保険制度も、とにかくいろんな制度が変わっておりますので、来年、診療報酬の改定もございますし、あとは、高額療養費制度の改正もありますので、その辺りで今後、医療費がどう変わっていくのかというのなかなか見通しとして難しい部分がありますので、本当に18年度でいけるのかどうかというところも。

○辻野委員 今年の診療報酬の改定は、多分2%ぐらい上がるんじゃないかというような一応報道はありますが、今まで本当0.何%だったのが、多分上がるんじゃないかなというところではあります。御参考までですけど。

○下井会長 ありがとうございます。

小林先生、舟木先生、代行、何か御意見ありますでしょうか。

○小林委員 ありがとうございます。

やはり制度上、だから難しい面があるなということを思っていて、診療報酬とか赤字がある中で、税率を上げていくことはやむを得ないのかなという反面、国保の加入者という方々が御負担になるので、どの層にしわ寄せが行って、どういった負担があるのかといったところも慎重に議論しながら、税率を上げていくにしろ、していかないといけないというのは感じました。

○下井会長 ありがとうございます。

○舟木委員 いや、本当に何か難しいなと思っています。でも、やはり上げなくてはならないけれど、負担になる、国民健康保険を負担している方々の層とかのことを考えると、なかなか難しいのかな、だけど、上げなければいけないとか、あと、そこを減免制度とかでどういうふうにバランス取って、納得はいかなくてもみんなが周りを見て、落ち着くところに落

ち着くのかというところを、こういう場で意見を出しながら終着点を見つけていくのが議論なのかなと思ったところです。

○下井会長 ありがとうございます。

なかなか上げるのは難しいというところもありますし。

○舟木委員 上げなければいけないんですよね。

○下井会長 天野委員とか、どうですか。

○天野委員 今、小林委員が言ったように、本当にそれぞれのしがらみがあって、1億円という数字も結構大きいので、4%で妥当かなと思うんですけども、でも、ちょっと分からないですか。どのように持っていったいいのか。

○下井会長 そうですね。

○峯村委員 ちょっといいですか。

○下井会長 お願いします。

○峯村委員 こういう話をしてもあまり意味ないんですけども、国保会計の赤字を解消する手段としては、もう保険料アップしかないんですよね。ほかに何か手だて。

○河島保険年金課長 そうですね、やはり……。

○峯村委員 焼け石に水程度でも、ほかにないでしょう。

○河島保険年金課長 やはり、今日、納税課長おりますけど、収納率をもっと上げるとか、あとは、被保険者の皆さんの健康の保持・増進事業をやって、医療費を抑えていく、そういった取組も併せてさせていただいております。

○峯村委員 そういう努力、実績、そういうところはこの中にはないんですよね。もう保険料をどうやって上げていったって、赤字の解消に近づけるかというものしかないんですけども。医療費の抑制とか収納率のアップというのは、収納率はもう90%を超えていますから。

○渡邊市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事 じゃ、よろしいですか、そこら辺。

○下井会長 お願いします。

○渡邊市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事 すみません。市民経済部納税課の渡邊と申します。

今、保険税のほうの徴収も市税と一緒にやらせていただいているところなんですけども、努力というお話があったんですけども、多摩市のほうでは、徴収一元化という形で、今まで国保と市税別々に徴収をさせていただいていたんですけども、来年度、今年度もそうなんですけど、納税課のほうで国保のほうも一緒に徴収させてもらうということで、徴収一元化に

向けての準備を今、始めているというところで、納税課の職員と保険年金課の職員両方で今、徴収に当たっているというところでございます。

徴収率のほうも90%を確かに超えてはいるんですけども、じゃ、90%を超えていて高いかということ、そうでもないんです、正直言いますと。市税のほうでいきますと、99.6とか7とかという話なので、国保の90.幾つという部分でいけば、高くもなく低くもなくということなので、そういう部分では、少しでもポイントを上げていきたいなというところなんです。90%あるということは、100人中90人の方はしっかり納めていただいている方たちなので、逆に言うと、そういう納付をしていただいている方たちとの公平性を、やはり税という観点では保たなければいけないので、そういう部分では、御納付が難しい方たちに寄り添って、しっかり相談に乗らせていただいて徴収率を上げていくという形です。

特に今年なんかは、滞納繰越分という形で古いほうのやつ、今年のじゃなくて、去年とかおとしのやつがまだ納め切れてないという方たちの徴収率については、昨年度と比べると、皆さんの御協力もいただきながらで大体2ポイント弱ほど、昨年よりは上回るような形で徴収をさせていただいていますので、そういうところでも、少しでもこういう改定率とかいうところに寄与できるように今、努力しているという最中でございます。

○河島保険年金課長 ちょっと補足をしますと、徴収率が1%でも2%でも上がると、国の補助金がプラスされる、成績に応じてプラスされるので、皆さんの御負担の上げ幅を抑えることができるというようなところもありますので、収納率に関しては、私も納税課長と一緒に今、頑張っているところでございます。

○峯村委員 今回の税率改正の期間には間に合わないかもしれないんですけども、収納率の向上とか、医療費の抑制はちょっと難しいかもしれないんですけども、その効果が、何というんですか、国保財政にどの程度寄与してくるのか、そうすると保険料徴収の額をどの程度抑えられるか、何かそういう資料、それは今後、いつでもいいんですけども、見させていただけるとありがたいなと思います。

やっぱり保険料でどうにかしちゃうというのが一番分かりやすいと思うんですけど、努力の成果を……。

○坂本国保担当 今、お話をいただきましたので、保険料の確保というところが会計に与える影響というところを説明できるようなものを探してみたいと思いますので、少々お時間いただければと思います。

○河島保険年金課長 あと、ちょっと資料じゃないんですけども、例えば7番の赤字繰入

見込額の１％増というのが、１％増すると赤字繰入れが約２，４００万削減できるとなっておりますけれども、２，４００万ぐらいですと、徴収率とか保健事業、健康保持・増進事業を少し頑張ると、国の補助金がこれぐらい増えてくるということがありますので、やはりその辺、もうちょっと頑張る余地はあると思いますので、資料でまたお見せしたいと考えております。

○峯村委員　ありがとうございます。

○下井会長　先ほどの峯村委員の、保険料上げるだけじゃなくて医療費を抑えるとか、あるいは徴収率を上げるといったところは附帯意見とかで入れるというのはどうでしょうかね。

○河島保険年金課長　附帯意見で。

○下井会長　附帯意見に。

○峯村委員　それは、でも、当然の……。

○河島保険年金課長　皆さんで議論していただければ。

○峯村委員　当然なさっていることなので、今さらというふうな気もしますが。

○山村委員　当然ですけども、ただ、今までと同様にやっても、医療費自体がもう上がってきますから、それは大きいと思います、ちょっとしたことでも。もう黙っていても医療費は上がるんですから。アップもほぼ決まっていますよね、２５、２６年度でアップということは。ですから、その分は保険料、いろいろな手だてを組むというのは当然というか、積極的にやっていかなきゃ駄目だと思います。

○下井会長　辻野先生、診療報酬費が上がるというのは、２年に１度じゃなくて、もう毎年上がる感じになりそうなんですか。

○辻野委員　たしか改定は２年に１回ですよ、見直しは。

○下井会長　そうですね。ありがとうございます。

ほかに御意見、いかがでしょうか。

○天野委員　すみません。

○下井会長　お願いいたします。

○天野委員　素朴な質問なんですけど、もし保険料を払わなかった場合の受診の仕方ってあるんですか。保険料を払わないということは、保険証がないということですよ。

○下井会長　未納の場合ということですか。

○天野委員　未納の場合。はい、そうです。

○河島保険年金課長　昔は、未納の場合、一定の期間未納があった場合、１０割負担となる

制度があったんですけど、今はやっておりません。

○天野委員　そうですか。ということは……。

○河島保険年金課長　受診はできます。

○天野委員　分かりました。ありがとうございます。

○下井会長　特にそれに代わってペナルティーというのはないんですか。

○河島保険年金課長　ペナルティーは、こちらですけど、差押え。

○渡邊市民経済部納税課長兼健康福祉部副参事　我々のほうでいろいろやらせていただいて、差押え、取立てみたいな、ちょっと皆さんに分かりやすい言葉で言うと、そういうようなことを検討・調査していかなきゃいけなくなるという感じですかね。

○山村委員　今、マイナカードに保険証は切り替わっていますけど、そんな影響なんかはいろいろありますでしょうか。

○河島保険年金課長　いや、特にはないですね。

○下井会長　ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

代行、いかがですか。

○鬼丸職務代行　いや、本当に伺っていると、難しいなということを私も感じております。

少し懸念をするのは、上げることが非常に難しいという前提、物価も上がっていますし、その他の様々なものも上がっていますということはあるんですが、あるタイミングで赤字繰入れを解消するために、例えばこの年は10%上げないとどうしようもないよというふうな形で、あるときに帳尻を合わせる形でいきなりくっと引き上がるような形になってしまいうことも、またちょっと御負担の在り方としていかがなものかなというところは感じる場所ですので、なるべくでしたらイーブンペースでというに変ですけども、そういった急激な保険料率の上昇というようなことになってしまうと、むしろ未納が増えてしまったということにもつながりかねないかと片方では思います。

でも、もう片方では、やはり生活実感として、毎年のように保険料が上がっていき続けるということは毎年のように生活が厳しくなっていく方が出てくる。特に年金を主として生活をしていらっしゃる方にとっては、非常にこれは物価上昇と併せると厳しい展開だなということは感じられておりましたので、先ほどの保険料上昇になるべく頼らなくてもよいような形で、国の補助を受けるですとか、そういった形で、何というんですか、今後、少し中長期的な取組にはなろうかと思えますけれども、そういった形で、保険料率の増加をできる限り抑制する方向での努力を続けるということと、あともう上げるとすれば、最低限イー

ブンペースで、ある程度こつこつ積み上げていくぐらいにするのかなと、ちょっと悩みながら考えております。ただ、4%というのはやはり小さな数字ではありませんので、その辺の判断をどういうふうに考えていけばいいのかというところは答えが出ない状態で、少しお話を伺っていたということでございます。

○下井会長　ありがとうございます。

○三浦委員　パーセント提示ありきじゃないんですけども、例えば4%、だけでも、じゃ、その4%を、ここには4%、2%しか書いていないが、仮に1%落として3%とした場合、その1%分は今後の施策として何かできるので、4%を目標にしているけども、保険料としては3%。あとは、だから施策を徹底して1%分を稼いでいくというような形。だから、最初から4%ありきで、なかなか結構な率のアップになってしまうので、それは何%がいいのかちょっとあれですけども、4%が2%、2%も削減できるのかどうか分かりませんけども、何かそこら辺ちょっと、1億に近い部分だから4%で、最初から決めるのもちょっとどうかと気にはなります。

○下井会長　そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

これ、素朴な疑問なんですけど、先ほど代行がおっしゃるように、急激に上げざるを得ないとなると大変な影響が出てくると思うんですけど、じゃ、このまま例えば上げずにずっといて、でも令和18年度解消ということを目指しているときに、そこで解消できなかった場合、何か起こるというのはあるんですか。

○河島保険年金課長　18年度で。

○下井会長　ええ。

○河島保険年金課長　実際、例えば多摩地区のある市では、今もう標準保険料率、表5番の一番右側の標準保険料率を採用しているんですけども、それでも赤字繰入れが出てしまったんです。そうすると、今の手続ですと、東京都からお金を借りて何とか運用する。ただ、お金を借りて返す金額を保険税で賄わなければいけないとなっちゃうので、翌年度かなり税率を上げないといけないということになってしまう。ちょっとペナルティー的な感じになってしまっているような状況ではあります。

○下井会長　三浦委員、何かありますか。

○三浦委員　結局、たちごっこみたいなところがありますよね。解消したなと思ったらまた足りなくなっていく。何がいいのかはちょっと難しいですね。

○下井会長　そうですね。保険税率の見直し、今の段階で引き上げるべきではなくてという

意見の方ってどのぐらいいらっしゃいますか。

○河島保険年金課長 子ども分は除いてということですか。

○下井会長 子ども分除いて。

○河島保険年金課長 子ども分除くと、子ども分だけでも実質2.8から3%増となるということになるので、子ども分を除いた上でということ。

○下井会長 除いた上で、引き上げたほうがいいんじゃないか、据置きでいいんじゃないかという、例えば2つの選択肢があったときに、率はともかくとして、引き上げたほうがいいんじゃないかという方はどのぐらいいらっしゃいますか。

○峯村委員 やはりやむを得ないんじゃないんですか。

○下井会長 そうですね、じゃ、全体で引き上げたほうがいいという形なんですね。

○峯村委員 いや、もう引き上げざるを得ないんじゃないですか。

○下井会長 そうですか。

○峯村委員 ただ、将来の急激な上昇というのがネックになりますけど、やっぱり極力税率アップは抑えつつ、上げざるを得ないのかなとは思いますよね。

○下井会長 なるほど。

その数字というのは答申には盛り込まなくてもいいんですか。抑えつつ引き上げるべきじゃないかという表現でも構わないんですか。

○河島保険年金課長 はい、構わないです。

○下井会長 それでよろしいですか。ありがとうございます。

○河島保険年金課長 あと、附帯意見、さっき、お話があった附帯意見。

○下井会長 あと、附帯意見で追加しておくべきことって何かありますでしょうか。

○峯村委員 国保制度の構造的な問題が前からちらほら出ているんですけど、これをほったらかしにして、税率のアップだけを議論していくのはきついと思うんですよね。

○下井会長 そうですね。

○峯村委員 特に国保料は事業主負担がないので、全額、被保険者の負担でしょう。もう本当に生活できなくなるんじゃないかというぐらいで、将来。今、ぎりぎりだと思うんですけど、それがもう将来的には物すごい、家計に占める保険税の金額が今よりどんどん上がっていくと思うので、どうにかならないんでしょうけど。その辺、やっぱり常に気に留めておかなければいけないと思うんですけど、構造的な問題、課題、問題ですよね。それをどうするか。

○下井会長　そうですね。三浦委員も冒頭おっしゃっていましたものね。国保だけじゃなくて全体的な。

○三浦委員　やっぱり我々も昔は社保でやって、社保のときは、年齢も若いからあまり病院も使わない、だけど、保険料だけは取られると。病院にかからないで保険料だけを取られたけど、高齢者になると、今度は国民保険になったらかかったら、かかってはいないですけど、そうすると、ほかのところでたくさんかかっている人がいっぱいいるから、今まで払っているのに使っていないけど、国保になったからちょっと全体膨らんでいるからまた負担をたくさんしてよと、何となく納得感がないなと思って。だから、全体としての制度がちょっと歪んでいるんじゃないかなと僕は思っているんですけど、保険制度自体が。

○下井会長　そうですね。

○山村委員　国保自体が、以前だったら会社等の定年が60でしたけど、今65になって、さらに、社保に入る人が逆に増えているというスタイルで、ということは、国保のほうは減少して、高齢化で、そういう収支から見ても、何か全然合わなくなっているんですよね、社会の構造自体が。働いている人と退職した人のバランスが今までとかなり違っているのをそのまま、じゃ、国保で一緒というのは相当無理があると思うんですけどね。この辺は、やっぱり制度自体をもう思い切って考えていただかないと思うんですけど。

○下井会長　国保のメンバーの構成自体が変わっていますからね、大きく。

○鬼丸職務代行　何度もすみません。

○下井会長　お願いします。

○鬼丸職務代行　今年の話だけではないかもしれないんですけども、子ども・子育て支援金は、恐らく委員の皆様、御存じだと思いますけど、多分2028年ぐらいにかけて、毎年毎年料率が上がっていくということが既に想定されておりますので、こちらのそういう、いわゆる国保という健康に関すること以外の部分で、健康に関しては努力をして保険料をなるべく抑制しようという話とは別の事情で、恐らく国保の中に組み入れられる形で料率が上がっていくというふうなことが想定されていると感じておりまして、その辺りの部分は、どのように我々として今後、国が言ったからしょうがないという、言ってしまうとそれまでとは思いますが、先ほど市長もおっしゃっていたように、このような制度的な立てつけでよいのかですとか、市町村にそういう頭金だけわっと降ってくるという、このような方式で本当によいのかというところについては少々疑問に思うところもございますので、少し、これが附帯としてつけられるかどうかというところはなかなか難しさもあると思い

ますけれども、注視しておかないと、非常に健康に関して、魂を挙げて努力をしたけれども、子ども・子育て支援のところで結局、料率が4%上がりますよとかいうお話になってしまうと、それはまた別の難しさが発生してしまうように思いますので、そういったことも含めて、市長の諮問に答えるという形では今後も少し議論をすべきであるですか、もう少し考えていくべきであるということを附帯として入れることが、すごく領域的に微妙ではあるかなと思いつつも、少し気になったところではございました。

すみません、ちょっと附帯と本筋と関係ない意見を申し上げてしまって申し訳ありません。ちょっとそういうふうなことを思いました。

○下井会長 ありがとうございます。

時間もそろそろ押しているんですけども、ほかに御意見ありますでしょうか。

ほかになれば、冒頭申し上げましたけれども、2月6日の次回ですけれども、答申を予定になっております。この答申書に関しては、今回の会議を踏まえて、会長と代行に一任をいただいて、事務局にて案を作成してもらって、委員の皆様のお目通しをお願いするという形で進めたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後のスケジュールについて、事務局のほう、お願いできますか。

○坂本国保担当 では、今後のスケジュール、次回の会議のところですけども、現時点では2月6日金曜日1時半から第2庁舎会議室で予定をしております。

○下井会長 ありがとうございます。

その他の連絡事項は特にないですか。

○河島保険年金課長 はい。

○下井会長 これで第4回の多摩市国民健康保険運営協議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時44分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員